

事務連絡
令和5年4月28日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 殿

観光庁参事官(旅行振興)
(公印省略)

旅行業法施行規則の一部改正について

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号)において、消費税法(昭和63年法律第108号)の一部が改正されることに伴い、同法の規定を引用する旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)について、項ずれの手当て等を行う改正を行いました。

つきましては、貴協会におかれましては、傘下会員に対し、当該省令についてご周知いただけるよう、ご協力をお願いいたします。